日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2025-003 事件
競技者氏名：右代啓欣
競技種目：陸上競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

2026 年 9 月 28 日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
副委員長　山内　貴博

山内貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.1.2.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネル（以下「本件パネル」という。）は、2026 年 9 月 1 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

2026 年 9 月 28 日

山内　貴博　山内貴博
川原　　貴　川原貴
山田　永子　山田永子

記

〔決定〕

- 本規程 2.1 項及び同 2.2 項の違反が認められる。
- 本規程 9 条及び同 10.10 項に従い、検体採取の日である 2025 年 7 月 13 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 10 月 31 日までに獲得された競技者のすべての個人成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- 本規程 10.2.2 項及び同 10.13.1 項により、2025 年 8 月 31 日より 2 年間の資格停止とする。

〔理由〕

1. 本件は、後述するとおり、本件の競技者（以下「本件競技者」という。）に対して公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が実施した競技会（時）検査（以下「本件検査」という。）において、本件競技者の検体から禁止物質が検出されたという事案であるところ、本件競技者は、本規程 22.1 項に基づき本規程の遵守を受諾している公益財団法人日本陸上競技連盟に登録することによって本規程に同意しており、したがって、本件競技者には本規程が適用され、かつ JADA の結果管理権限に服する。
2. 本件において、以下の用語の意味を以下のとおり定義する。

本件検体	本件検査により採取された尿検体
本件検体採取日	本件検体が採取された日、すなわち 2025 年 7 月 13 日。
本件検査日時	本件検査が行われた日時、すなわち 2025 年 7 月 13 日 21 時 51 分から 22 時 57 分
本件検出物質	本件検査により本件検体から検出された物質、すなわち Clomifene/クロミフェン
本件暫定的資格停止通知日	暫定的資格停止が本件競技者に通知された日、すなわち 2025 年 10 月 31 日

3. 第 109 回日本陸上競技選手権大会・混成競技（以下「本件大会」という。）において本件検査日時に競技会（時）検査が行われ、本件検体から本件検出物質が検出されたが、これは、2025 禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S4.2.抗エストロゲン薬」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項及び同 2.2 項に定める「禁止物質」に該当する。その後、本件競技者から B 検体についての分析要請があり、B 検体分析を行った結果、同様に本件検出物質が検出された。両検体の分析を行ったのは世界アンチ・ドーピング機構（WADA）認定の分析機関である株式会社 LSI メディエンスであり、その手続には適用される国際基準からの乖離はなかったと認められる。本件競技者は、遡及的 TUE の申請は行わず、本聴聞会（暫定聴聞会を含む。）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関しては特段争わなかった。
4. そこで、本件においては、本件競技者について本規程 2.1 項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること）及び同 2.2 項（競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること）の違反が認められ、同 9 条及び同 10.10 項に基づき、本件検体採取日から本件暫定的資格停止通知日までに獲得された本件競技者のすべての成績はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
5. 本件競技者は、本規程 2.2 項の違反は、競技者の検体に禁止物質が存在しないために同 2.1 項の違反が問題にならず、別途、競技者による禁止物質等の使用が争点となる場合において問題となるものであるとの解釈を前提に、本件は、本件検体に禁止物質が存在するとの分析結果が報告された事案であり、その他の証明は一切なされていないから、本件において本規程 2.2 項の違反は問題とはならないと主張する。しかし、本規程 2.2.1 項は、「禁止物質又は禁止方法の使用についてのアンチ・ドーピング規則違反を証明するためには、競技者側の使用に関しての意図、過誤、過失又は使用を知っていたことが証明される必要はない」と規定していることから、本件検体から禁止物質が採取されたことが証明されている以上、本規程 2.2 項にいう「競技者が禁止物質・・・を使用」したことが充分に認定できると本件パネルは判断する。本件競技者が引用する日本アンチ・ドーピング規律パネルの 2021-001 事件の決定は、JADA が手続中において、本件における実質的な争点が本規程 2.1 項違反であることを認めたため、本規程 2.2 項違反については「判断するまでもない」としたものにすぎず、本規程 2.2 項の違反は同 2.1 項の違反が問題とならない場合に限られると判断したもの

ではないから、本件パネルの前述の判断と 2021-001 事件の決定は矛盾しない。

6. 本件検出物質は、「禁止物質」に該当するものである一方で、禁止表における「特定物質」に該当する。特定物質の摂取事案においては、原則的な資格停止期間は 2 年間であり（本規程 10.2.2 項）、JADA が、当該アンチ・ドーピング規則違反が「意図的」であったことを立証できた場合に限って、基礎となる資格停止期間が 4 年間となる（本規程 10.2.1.2 項）ところ、本聴聞会において、JADA は、本件検出物質の使用が「意図的」であったとは主張・立証しないと述べたため、原則的な資格停止期間は 2 年間となる。
7. そこで進んで、本規程 2.1 項及び同 2.2 項違反についての本件競技者の過誤又は過失の存否及びその程度が問題となる。
8. 本件競技者は、本件競技者に過誤・過失はないから、本規程 10.5 項に従って、資格停止期間は取り消されるべきであり、万一過誤又は過失が一切ないとまでは認められないとしても、少なくとも重大な過誤又は過失はないから、本規程 10.6.1.1 項に従って、資格停止期間を伴わない譴責、又は資格停止期間は 5 か月よりも短い期間に短縮されるべきであると主張し、その理由として、概要以下のとおり主張し、証拠として、書証を提出し、本件競技者本人及び JADA 担当者（証人）への尋問を行った。

① 本件競技者は、本件検体採取日にかけて、複数のサプリメントを摂取していたが、これらの製品については、公開されている成分表示上、いずれも本件検出物質は含まれておらず、分析機関に依頼し成分分析を実施したところ、いずれのサプリメントからも本件検出物質は検出されなかった。

② 本件競技者は、2025 年 4 月頃から本件検体採取日にかけて、以下のとおり、鶏卵及び鶏肉（以下「本件鶏肉・鶏卵」という。）を取り寄せ、摂取していた。鶏卵は熊本県の販売店から、鶏肉は岩手県の販売店から（以下「本件取寄せ先」という。）それぞれ取り寄せていた。

2025 年 4 月 14 日：鶏卵 230 個
2025 年 4 月 20 日：鶏もも肉及び鶏胸肉各 4kg
2025 年 6 月 5 日：鶏胸肉 8kg

2025 年 4 月頃から本件検体採取日までの期間に、本件競技者は、鶏卵を 1 日 3～6 個、鶏肉については 1 日合計で 200g から 300g、多いときには 400g から 500g を摂取していた。本件競技者は取り寄せた鶏肉及び鶏卵に加えて、近隣のスーパー等でも鶏肉や鶏卵を購入し、これらと併せて自宅で摂取していたほか、外食の際にも鶏卵及び鶏肉を摂取していた。

2025 年 4 月以前は、鶏卵は 1 日 1～2 個、鶏肉は週 1～2 回程度合計 200g～300g を摂取するにとどまり、タンパク質は主に豚肉から摂取していた。しかし、鶏肉は豚肉に比べ脂質が少ないことから、本件大会に向けた身体づくりのため、2025 年 4 月頃より鶏肉中心の食生活へと意識的に変更した。

③ 本件検出物質は、鶏に対して産卵数を増加させる排卵促進剤として使用される場合があり、鶏に由来する鶏肉や鶏卵中に残留する可能性が一般的に認められている。また、ヒトが本件検出物質を含有する鶏肉や鶏卵を摂取した場合、尿検体中に本件検出物質又はその代謝物が検出され得る（WADA Technical Letter–TL26Clomifene（以下「テクニカルレター」という。））。本件競技者は、2025 年 4 月頃から本件検体採取日にかけて、ほぼ毎日、大量の鶏肉（多いときには 1 日 400g から 500g）及び鶏卵（1 日 3～6 個）を摂取していた。本件検査は、本件競技者が本件取寄せ先から取り寄せた鶏卵及び鶏肉を摂取してから初めてのドーピング検査であり、かつ、本件検査よりも前に本件競技者の体内（尿検体・血液検体を含む。）から本件検出物質が検出されたことはない。

④ 以上のとおり、本件検査前に初めて本件取寄せ先から入手した鶏肉及び鶏卵を大量に摂

取するようになったところ、本件検査で初めて本件競技者の体内（尿検体）から本件検出物質が検出された。したがって、本件競技者が当時摂取していた大量の鶏肉及び鶏卵が本件検出物質に汚染していたと考えることが合理的である。

⑤ 本件検出物質未変化体を含有する鶏卵2個を単回摂取した場合、本件検出物質未変化体の尿中濃度が最大25pg/mL（0.025ng/mL）に達する。当時、本件競技者は1日3～6個の鶏卵を摂取していたことから、鶏卵に本件検出物質が残留していた場合、単純計算で1日当たり約37.5～75pg/mL相当の本件検出物質未変化体が尿中に排泄され得ることになる。また、本件検出物質の半減期は5～7日とされ、血中濃度の約8%が尿中に排泄され、尿中量は血中濃度に比例するとされている。これに基づく専門家の試算によれば、1日6個の鶏卵を摂取した場合、通常は約20～35日で血中濃度が定常状態に達し、その場合の本件検出物質尿中濃度は578～796pg/mLとなる。

⑥ さらに、テクニカルレター第1.2項によれば、本件検出物質代謝に関与する主要なCYPアイソザイムであるCYP2D6の遺伝子多型は、本件検出物質未変化体の血中濃度に最大で約2倍の差を生じさせること、汚染された食品由来の尿検体中の本件検出物質濃度は、汚染された鶏卵及び鶏肉の摂取量及び摂取間隔、汚染の程度、個人の遺伝的要因によって左右されること、その結果、汚染された食品の摂取量と個人の遺伝的特性が組み合わさった場合、食品由来であっても25pg/mLを超える尿中濃度が生じ得ることが指摘されている。本件暫定的資格停止通知日以降に、本件競技者はCYP2D6遺伝子の片側アリルに*14タイプの遺伝子変異を有することが初めて確認されたところ、専門家によれば、*14タイプのCYP2D6の酵素活性が正常なCYP2D6の50%程度に低下していると仮定した場合、当該変異によって、本件競技者のCYP2D6の酵素活性は通常の約75%程度に低下していると考えられ、本件競技者の本件検出物質の代謝速度は通常よりも遅く、同一摂取量であっても通常人に比べて血中濃度及び尿中濃度が高くなる。本件競技者のCYP2D6の酵素活性が通常の約75%程度に低下している場合、本件競技者の体内における本件検出物質の半減期は7～9日程度と算出され、これに基づく専門家の試算によれば、1日6個の鶏卵を摂取した場合、約28～45日で定常状態に達し、その場合の本件検出物質尿中濃度は796～1012.5pg/mlであると算出される。

⑦ 本件において検出された本件検出物質未変化体の尿中濃度は0.79ng/mL（＝790pg/mL）であるところ、本件競技者の遺伝子変異を考慮した場合及び考慮しない場合のいずれであっても、本件競技者が本件検出物質未変化体を含有する鶏卵を1日6個、約1か月以上継続摂取していた場合、本件検体から検出された本件検出物質の濃度（以下「本件検出値」という。）は、薬物動態学上、完全に符合する数値である。そして、本件競技者は、2025年4月頃から本件検体採取日までの約3か月間、1日3～6個の鶏卵に加えて、鶏肉を1日合計で200gから300g、多いときには400gから500gを摂取していたことから、鶏卵及び鶏肉の摂取量は上記推定の前提となる摂取量（鶏卵1日6個、約1か月以上）を超えていた。そのため、本件における本規程2.1項違反は、2025年4月頃から本件検体採取日にかけて摂取していた大量の鶏肉及び鶏卵が本件検出物質で汚染されていたことによるものであると考えることが合理的である。

⑧ 本件競技者は、JADAから暫定的資格停止の通知を受けた当日のうちに、親しい競技仲間に「絶対おかしい」「意味不明」「ハメられた？」「どうやったらそうなったのかわからないしか」「そんなんとってねーよ」「どうしよう」などと述べ、突然の連絡に強く困惑するとともに、自身には一切身に覚えがないことを繰り返し伝えている。また、競技仲間からの「一応確認だけど自らはやってないんやろ？」との確認に対して、本件競技者は「絶対やってない。」と明確に否定している。これらのやり取りには、JADAからメールでの連絡を受けた当日の親しい友人に対する本件競技者の率直な反応が表れてお

り、本件競技者が意図的に本件検出物質を摂取していないことを強く裏付けるものである。

⑨ 本件競技者は、本件暫定的資格停止通知を受けた後、一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構のサポートデスクを通じて自ら弁護士（選手代理人）に連絡してJADAに対する弁明の対応を依頼し、医学専門家の協力も得て、これまでに多大な労力、費用及び時間を投じて摂取経路の分析・検証及び弁明の準備を進めてきた。仮に本件競技者が意図的に禁止物質を摂取していたとすれば、本件検査の陽性結果の原因は明らかであって、いくら弁護士や医学専門家の協力を得たところで、自らに有利な客観的証拠が得られるはずもなく、自らこれだけ多大な労力、費用及び時間をかけて弁明の対応をするとは考えられない。こうした本件競技者の行動は、本件競技者が禁止物質の意図的な摂取をしていないことを裏付ける重要な事実である。

⑩ 本件検出値は、テクニカルレターで示された本件検出物質の継続投与期間中の典型的な検出水準を大きく下回る上、競技力向上を目指した大会の当日に採取された検体の検出値として整合しない。したがって、本件検出値は、本件大会に向けた意図的な本件検出物質の摂取によるものと評価するには不自然な数値である。

⑪ 本件検体から検出された禁止物質は、テストステロン産生を促進し、筋力増強に一定の影響を及ぼす本件検出物質のみである。しかし、十種競技は、トラック種目、跳躍種目、投てき種目を含む総合競技であり、単純な筋肥大よりもパワーと体重のバランスが重要とされている。仮に、本件競技者が本件検出物質をドーピング目的で摂取していたとすれば、相対的に筋力の重要性が高い投てき種目（砲丸投、円盤投、やり投）での成績向上や筋肉増強が悪影響を及ぼし得る1500m、110mハードルでの成績低下など、有意な記録の変化がみられてしかるべきであるが、そうした変化は認められない。

⑫ 本件競技者は、本件大会において競技会検査として本件検査がされることを本件大会要項の公開時点で認識していた。

⑬ 本件における本規程2.1項違反は、いわゆる「汚染製品」、すなわち、「製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品」に由来するものである（本規程付属文書1参照）ところ、本件競技者が摂取していた鶏卵はいずれも国内で生産された国産品であって、一般的に安全性が高いとされており、そのほか、汚染の可能性を予見すべき特別な事情も存在しない。そのため、本件取寄せ先の鶏肉及び鶏卵に本件検出物質が含まれている可能性を本件競技者が予見することは現実的に不可能であり、予見可能性はなく、仮に本件競技者が鶏肉及び鶏卵に本件検出物質が残留している抽象的な可能性があることを予見していた、又は予見することが可能であったとしても、鶏肉や鶏卵は、日常生活において不可欠な食事において摂取される主要な食材の一つであり、現実的な結果回避可能性は認められない。したがって、本件違反について本件競技者に過誤又は過失は認められない。

⑭ 本件競技者は、自らが日常的に摂取しているサプリメントについて、成分表示の確認、インターネット検索による禁止物質該当性の確認、過去に当該サプリメントにつき問題報告がなされていないか等の確認を合理的な範囲で継続的に行っており、特にサプリメントに対しては、栄養補助食品であるとともに、自己のリスクにおいて摂取すべきものとされていることから、深い注意を払っていた。また、本件競技者は、LINEアプリ上において、サプリメントや食事メニューに関する情報発信を行う公式アカウントを自ら運営しており、自身の経験や調査に基づいて回答文を作成し、サプリメントや食事管理に関する情報提供も積極的に行っていた。

⑮ 本件競技者は、これまで所属競技団体等において体系的かつ継続的なアンチ・ドーピング研修を受講する機会を与えられたことはなく、独学で日常的に摂取する食品・サプリ

メントに注意を払ってはいたものの、アンチ・ドーピング規則の詳細や禁止物質による汚染のリスクに関する専門的知識を習得する機会を十分に有していたとはいえない状況にあった。

⑯ 本件は、本件競技者にとって初めてのアンチ・ドーピング規則違反であった。

⑰ 万一、本件競技者に過誤又は過失が一切ないとまでは認められないとしても、少なくとも本件競技者に重大な過誤又は過失はなく、資格停止期間を伴わない譴責とするべきである。仮に資格停止期間を伴わない譴責とすることが認められない場合でも、検出された禁止物質が汚染されたサプリメントに由来すると認定された 2021-001 事件において判断された資格停止期間を超えることはなく、本件競技者の資格停止期間は 5 か月よりも短い期間に短縮されるべきである。

⑱ JADA は、本件競技者がどのような経路で本件検出物質を摂取したといえるのかについて、汚染された鶏肉及び鶏卵の摂取に代わる摂取経路のシナリオを一切提示していない。

⑲ 本件検体が採取されたのは 2025 年 7 月 13 日であり、2025 年 7 月 31 日には本件検体から本件検出物質が検出されたことが判明していたが、JADA から本件競技者に対して本件検体から本件検出物質が検出された旨の連絡がなされたのは 2025 年 10 月 21 日であり、その時点で、本件検体の採取から既に 3 か月以上が経過していた。またその後も、JADA によって一方的に事実関係に関する質問がされ、それに回答することができたにとどまり、検討経過・内容も知らされず、十分な主張・立証の機会は全く与えられていなかった。JADA は、本件競技者への本件検出物質検出の連絡を検体採取の約 3 か月後の 2025 年 10 月 21 日まで「説明のつかない遅延」をした結果、本件競技者による調査及び立証の機会を実質的に失わせた。本件競技者が代理人を選任し、本格的な調査を開始できたのは、JADA が本件競技者の回答を検討して非定型報告を AAF（違反が疑われる分析報告）に該当すると判断した上で、本件競技者に対して暫定的資格停止処分を課し、暫定的資格停止の通知が送付された 2025 年 10 月 31 日よりも後のことであった。体内侵入経路の証明があったか否かを評価するに当たっては、JADA による通知の遅延によって本件競技者の調査・立証活動が著しく妨げられたという事実を十分に考慮する必要がある。

9. これに対して JADA は、概要以下のとおり主張し、本件競技者から提出された主張書面・証拠から、本件鶏肉・鶏卵が原因であることは証拠の優越の程度をもって立証されたとは到底いえず、本件検出物質の体内侵入経路が証明されたということはできない。そして、体内侵入経路が立証されていない以上、本規程 10.6.1.1 項「競技者・・・が、『重大な過誤又は過失がないこと』を立証でき(た)」とはいえず、同項に基づく資格停止期間の短縮は認められるべきではなく、したがって、本規程 10.2.2 項により、資格停止期間は 2 年とされるべきであると反論した。

① 本件テクニカルレターには、日本国内において鶏に本件検出物質が使用されているとか、日本国内で本件検出物質に汚染された鶏肉や鶏卵の存在が確認されている、といった内容は記載されていない。したがって、本件テクニカルレターを根拠に、本件鶏肉・鶏卵が本件検出物質に汚染されていたことを立証することはできない。

② 本件競技者は、本件鶏肉・鶏卵が本件検出物質に汚染されていたと主張するのであれば、まずは本件取寄せ先に協力を求め、本件検出物質を使用しているのかどうかの調査及び同養鶏場で生産される鶏肉や鶏卵中の本件検出物質の濃度の測定といった検査を行い、その結果を提出すべきであるが、そのような結果が提出されていない以上、本件鶏肉・鶏卵が本件検出物質に汚染されていたことが証拠の優越の程度をもって立証されているということはできない。

③ 本件検出物質は、農林水産大臣が指定する飼料添加物に含まれておらず、農林水産大臣により動物用医薬品としても承認されていない。

④ 禁止物質がどのように競技者の体内に入ったか、すなわち、本件検出物質が検出されたのは本件鶏肉・鶏卵の摂取が原因であったことについて主張立証すべき者は本件競技者であり、JADA において本件鶏肉・鶏卵の摂取に代わる摂取経路のシナリオを主張する義務はない。

⑤ JADA が検体採取から競技者に通知を行うまで 3 ヶ月の時間を要したのは、分析機関からの分析結果である非定型報告が本件テクニカルレターの発行を待って送付されてきたこと、及び、本件テクニカルレターに従った確認方法や汚染の有無の判断手法について WADA に確認する必要があったことによるものであり、「説明のつかない遅延」などではない。

10. 以上の主張及び証拠を踏まえ、本件パネルは以下のとおり判断する。

11. まず、本規程の付属文書 1「定義」は、以下のとおり定める（下線は本件パネルによる。）。

① 「過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が禁止物質若しくは禁止方法の使用若しくは投与を受けたこと、又はその他のアンチ・ドーピング規則に違反したことについて、自己が知らず又は推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず、推測もできなかったであろう旨を当該競技者が立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。

② 「重大な過誤又は過失がないこと」とは、競技者又はその他の人が、事情を総合的に勘案し、過誤又は過失がないことの基準を考慮するにあたり、アンチ・ドーピング規則違反との関連において、当該競技者又はその他の人の過誤又は過失が重大なものではなかった旨を立証した場合をいう。要保護者又はレクリエーション競技者の場合を除き、第 2.1 項の違反につき、競技者は禁止物質がどのように競技者の体内に入ったかについても立証しなければならない。

すなわち、「過誤又は過失がないこと」「重大な過誤又は過失がないこと」を主張するに当たり、競技者は、禁止物質がどのように競技者の体内に入ったか（体内侵入経路）を立証しなければならない。

12. しかし、本件競技者は、本聴聞会に至るまで、本件検出物質が、本件検体採取日にかけて摂取した鶏肉又は鶏卵に由来するものであると抽象的に指摘するだけであり、具体的な立証に成功していたとはいえない。本件競技者は、上記 8 項⑤ないし⑦のとおり、本件検体採取日にかけて摂取した鶏肉及び鶏卵の量と本件検出物質の尿中濃度の数値が符合すると主張するが、仮にその主張が正しかったとしたとしても、他の体内侵入経路が論理的に否定されるわけではない。そして、本聴聞会において、本件競技者は、実際には本件取寄せ先から鶏肉や鶏卵を取り寄せ検査を行い本件検出物質は検出されなかったとの検査結果を得ていた（もっとも、そのような検出結果であれば本件パネルに提出する意味はないと考え提出しなかった）ことが判明した。以上の事実を踏まえると、本件において、体内侵入経路が立証されたとは到底いえないといわざるを得ない。

13. 本件競技者は、JADA による本件暫定的資格停止通知の遅延によって本件競技者の調査・立証活動が著しく妨げられたとも主張する。仮にそのような事実があったとしても、例えば体内侵入経路の立証があったとみなしたり、立証責任の程度を軽減したりできる根拠となる条文は、本規程には見いだせない。よって、本件競技者が体内侵入経路を立証できていないとの上記の結論を左右するものではない。

14. もっとも、本件パネルは、本件競技者の当該主張を受けて、本規程 10.13.1 項に基づく資格停止期間の開始日の遡及を認めるべきかを以下判断する。本聴聞会における JADA の説明に

よれば、多くの案件では、検体採取日から暫定的資格停止通知まではおよそ数週間から1ヶ月程度とのことであり、本件における検体採取日から暫定的資格停止通知まで約3ヶ月という期間が比較的長かったことは否めない。その間の2025年8月19日に、株式会社LSIメディエンスからJADAに対し、本件競技者の検体から本件検出物質が検出されたが、WADAにおいて本件検出物質に関する文書が検討されており、同年9月11日以降に当該文書の発出が見込まれていることから、分析結果の報告が同日以降となる可能性があるとの連絡があったことが認められる。当該連絡はあくまで事実上のものであって正式な検査結果通知ではないことから、JADAとして本件競技者に対し事実上何らかの連絡をするよう期待することはできないし、仮にそのような事実上の連絡があったとしても、本件競技者が直ちに防御活動に入り、体内侵入経路を立証できる証拠を確保できたとも認められない。とはいえ、上記約3ヶ月のうち少なくとも2ヶ月は、本規程10.13.1項にいう「大幅な遅延」と認められ、これが競技者の責に帰すべきではないことは明らかである。よって、資格停止期間の開始日を本件暫定的資格停止通知日（2025年10月31日）から2ヶ月間遡及させ、2025年8月31日とする。

15. 以上のとおり、本件競技者については、体内侵入経路が立証されていないから、重大な過誤又は過失がないということはできず、資格停止期間は原則通り2年間とする。
16. 本件では、本件暫定的資格停止通知日以降、本決定に至るまで、本規程7.4.2項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては2026年9月1日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、同10.13.2.1項により、本件競技者は、最終的に課される資格停止期間から、上記の暫定的資格停止期間の控除を受けることになる。加えて、第14項に述べた理由により、本件競技者の資格停止期間の開始日は、本規程10.13.1項に基づき、本件暫定的資格停止通知日から2ヶ月間遡及させ、2025年8月31日とする。
17. 以上より、上記の決定をするに至った。
18. なお、本件競技者は、国際レベルの競技者ではないことから、本規程13.2.2項及び13.6.2項に基づき、本決定に不服がある場合には、本決定の受領の日から21日以内に、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（東京都千代田区平河町2-4-13ノーブルコート403）に対し、不服申立てを提起することができる。

以上